

## 資 料

### 1. 出雲崎町介護保険事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 出雲崎町における介護保険事業等の運営について、町民及び関係団体等が相互に連絡協調し、総合的な事業運営を図るため、出雲崎町介護保険事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業の運営及び計画変更に関すること。
- (2) 老人福祉計画の変更に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) その他必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 団体等の代表者等の委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長職務代理)

第5条 運営委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議のときは議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

[附則略 平成19年4月1日施行]

## 2. 出雲崎町介護保険事業運営委員会委員名簿

(令和3年3月31日現在・敬称略)

代表区分		氏名	所属	摘要
被保険者代表委員	1	下條 卓三	1号被保険者	
	2	佐藤 テイ	1号被保険者	
	3	高桑 拳和	2号被保険者	
保健・医療・福祉関係者	4	佐藤 毅	医師	
	5	本間 哲雄	歯科医師	
	6	磯部 芳江	社会福祉協議会理事	
	7	佐藤 正志	やすらぎの里園長	委員長
	8	多田 房子	ケアハウス出雲崎グレートヒルズ 施設長	
介護サービス従事者	9	金子 やよ子	やすらぎの里 介護支援専門員	
	10	遠藤 幸子	社会福祉協議会 介護支援専門員	
公益代表委員	11	高桑 佳子	議会副議長	
	12	河崎 政則	民生児童委員協議会会長	職務代理

※任期:令和4年3月31日まで